

建築基準法等に関する意見 記入様式

団体名： 社団法人 日本建築構造技術者協会

ヒアリング対象項目	意見
(1) 改正建築基準法、改正建築士法に基づく制度について	
<p>①建築確認の厳格化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認申請図書 ・ 審査期間 ・ 審査方法 等 	<p>1) 建築基準法規則第1条の3(確認申請書の様式)の見直しを行い、申請図書の簡素化をはかる。</p> <p>＜膨大な審査図書は、むしろ適切な審査の障害となっている。必要かつ最小限の審査図書とすべきである。たとえば、応力図、検定比図は類似のものを省略し必要なフレームのみとする、材料認定などの大臣認定書の添付は不要とする、施行規則にある鉄骨の有効細長比の記載も、構造計算書を見れば分かるので不要とするなどを明確にすべきである。＞</p> <p>2) 審査・判定は法令規定事項のみとし、規定外項目は設計者の判断を尊重する制度とする。</p> <p>＜審査に対し、設計者が不満を持ちかつ時間が費やされることの主な原因は、法令規定以外のいわゆる推奨事項や工学的常識等に対する過剰な検討要求である。法令規定以外は設計者の責任であることを明確にし、審査の内容を絞り込む必要がある。＞</p> <p>3) 軽微な変更の範囲を、安全が容易に分かる範囲にまで拡大すべきである。また、1号建築など大臣認定建築物の場合は軽微な変更がなく、全て再評価・認定となっていることを改善する。</p> <p>＜現状では、施行規則に定められている「構造安全性が低下することがない」ということが制約となり、安全が容易に確認できるものについても計画変更とされ、手続きに多大な時間と労力が無駄に費やされている。</p> <p>軽微な変更の範囲を広げ、部材耐力の余裕内の変更は軽微な変更とし、それを補完する措置として、構造設計者の検討報告と建築主の同意書の提出を義務付ければよい。＞</p> <p>4) 審査機関の審査終了時点や確認申請終了時に設計図書を再整理することを認める。</p> <p>＜審査機関の審査の過程において資料が追加された場合、適合性判定においては、当初のものと追加された数冊の計算書を</p>

同時に見る必要があり、煩雑で理解しにくく、かえって審査での見落としのリスクが高い。また、確認申請後には整った設計図書を保存することが増改築時にも有益な資料となる。現行の膨大な設計図書の保存義務は社会的に見て無駄なコストである＞

5) 構造計算適合性判定を要する建築物の確認審査機関の構造審査範囲は、必要事項の添付漏れと不整合の有無に、明確に限定する。

＜構造設計を理解できない審査者が、自分で判断できない内容に踏み込んで質疑を出す場合が多く、審査を長引かせる原因となっている。むしろ確認審査機関の審査は不整合の有無の確認であることを法令上明確化すべきである。＞

6) 建築確認審査等の責任が不明確である。建築確認審査機関、適判機関の責任範囲を明確にし、同時に設計者責任、建築主責任も踏まえて法の上で明文化する。また、確認審査機関の責任を明確にするため構造専門の主事資格を設ける。

＜建築物の安全・安心に関わる制度において、各関係者の責務が現状では曖昧であり、一旦ことがあれば責任のなすり合いとなっている。法令の前提条件として明文化が必要である。また、審査の責務を限定することで、必要以上の責任回避のための過剰な審査を無くすることができる。

3号4号建築物の構造審査は確認検査機関のみが行っている。その責任者は建築主事となっているが、構造の資質に欠ける場合が多い。責任を明確にするとともに、的確な審査を担保する上で構造専門の建築主事が必要である。＞

7) 大臣認定手続きに要する期間の短縮と期限の設定を行う。

＜性能評価機関の評価完了以後、大臣認定が完了するまでの日数が、通常の確認審査に要する期間に比べ長すぎる。認定完了までの期限も一切の規定がないため、建設のスケジュールの目処が立たず、関係者が困惑する場合が多い。＞

②構造計算適合性判定制度

- ・ 構造計算適合性判定の対象建築物
- ・ 構造関係基準と審査内容
- ・ 大臣認定プログラム 等

1) 認定プログラムを大臣が定める方法と同等と位置づけることは不適切であり、この制度は止める。

＜法の精神や構造技術を理解していなくても、プログラム操作だけでできれば構造計算ができてしまうかのような錯覚を与える制度である。プログラムは複雑で繰り返しの多い構造計算を行う有効な手段ではあるが、あくまでも設計のツールであり、モデル化や結果の判断までを設計者が考えながら使用するものである。プログラムは日々進化するものであり、複雑化することにより欠陥（バグ）が避けられないが、その影響も設計者が見極めて使用すべきものである。＞

2) 構造設計一級建築士の活用により構造計算適合性判定を軽減し、建物を限定して構造計算適合性判定を省略できる制度とする。

＜構造設計の専門家として構造設計一級建築士が位置づけられ、一定規模以上の建物は直接構造設計するか、他の一級建築士が行った設計に対して法適合確認を行うことになった。構造計算適合性判定は実質的には法適合確認と同じ行為であり、チェックが重複している。

共同住宅以外の建築物で建築主の同意が得られたものは、構造設計一級建築士が関わることによって構造計算適合性判定を省略できるようにすべきである。この軽減を補完する措置として、一定割合での建築物に対する抽出審査の方法を組み合わせれば、社会の理解も得られる。＞

3) 明確な EXP. J で分離されていれば、建物の構造計算の方法を棟別に選択できるようにする。

＜法 20 条により建物は 1～4 号までに分類され、それぞれに構造計算方法が規定されている。EXP. J により複数の棟に分けられた場合、従来は棟別に個別の構造計算が可能であったが、改正により不可能となった。そのため、個別の建物で考えると 3 号建築であるが、全体では 2 号建築になる場合があるなど、技術的に考えると明らかな矛盾が生じている。改正後に公布された告示により 2～3 号建築物については棟別の構造計算が可能となったが、1 号建築物に関連するものは不可能であり法の仕組みとしては不明快である。＞

4) 仕様規定の適用除外に関する法令上の取り扱いは問題が多く、改善を要望する。

＜仕様規定の適用除外の規定が変わり、従来は許容応力度計算によって適用除外とされたものが、保有水平耐力計算を行えば除外されることになったため、不都合が生じているものがあり、仕様規定の除外項目を見直すべきである。例えば、施行令 73 条の鉄筋定着長さの扱いである。このことにより、改正前のルート 1、2 の建築物が既存不適格になるという混乱が生じている。＞

5) 耐力壁が過半の地震力を分担する建築物においては、ラーメン部分の地震力はその各柱が支持する重量に相当する地震力の 25%以上とする、との告示の規定を廃止する。

＜一次設計時で耐力壁が過半の地震力を分担する建築物はもとも壁の多い建物であり、ルート 1 やルート 2-1、2-2 においては、一次設計において告示第 593 号の二（2）などの規定により、耐力壁の設計用応力は一次設計分担地震力に対して割増をしており、十分な強度を確保する設計法となっている。ルート 3 においては、壁が多い場合には大きな D_s 値を採用することになるので十分な強度を確保することは同様である。＞

6) 保有水平耐力計算の技術基準は見直しが必要である。

＜保有水平耐力計算は 594 告示第 4 二により規定され、全体崩壊形を前提とした規定となっているために、多様な建築物において実務的には対応困難なことが多く、見直しが必要である。また、 D_s については現状の階段状の定義ではなく、連続的な定義とすべきである。また、耐震壁のせん断降伏後の扱いなどに改善すべき点が多い。当協会ではこれらについての検討を行い、報告書として取りまとめている。＞

<p>③構造／設備設計一級建築士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造設計一級建築士による設計への関与義務付け ・ 設備設計一級建築士による設計への関与義務付け 等 	<p>1) 構造設計一級建築士の関与に伴い、法適合性判定を省略して審査を簡略化し、特に法令明示外の内容については、設計者に委任すべきである。</p> <p>＜この項目は①の項目の2)の要望と趣旨は同一であるが、特に、構造設計の専門家であると法令上位置づけた構造設計一級建築士の判断を尊重し、審査の円滑化を図るとともに、構造設計者の負担軽減を図るべきであるとの趣旨も加えている。＞</p> <p>2) 構造設計一級建築士が関与し、記名・押印すべき構造設計図書は、構造関係規定にかかる部分のうち、主要構造体に関する図書（いわゆる「構造図」としてまとめられる設計図書及び構造計算書）のみとする。</p> <p>＜構造設計一級建築士は高度な専門知識と経験が必要な構造設計についてその関与を義務付けたものであり、建築基準法の構造関係規定にかかるすべての構造設計図書の作成を行うこととしているわけではない。現に第3号、第4号建築物の構造設計図書の作成は一級建築士であれば可能である。</p> <p>構造関係規定にかかる部分の中には、屋根ふき材や外装材等の緊結方法（意匠図）、設備機器や配管類の主要構造への緊結方法（設備図）のように指針や特記仕様があれば必ずしも構造設計一級建築士が関わる必要がなく、一定の経験を有する一級建築士が設計可能なものがある。もちろん、構造設計一級建築士がそのような規定にかかる部分の設計を行なうことはあるとしても義務付ける必要はない。</p> <p>なお、意匠図や設備図の上記のような構造関係規定にかかる部分については、建築生産システムの実態を考慮し、その性能確保のため特記仕様の記載を励行すべきである。＞</p>
---	--

<p>④(手続きの簡略化とあわせた)厳罰化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 罰則の強化 ・ 建築士等の処分の強化 等 	<p>1) 意図的な偽装による法令違反と、技術的解釈の相違によって生じる法令違反とを区別し、前者に対してのみ重い罰則であるべきである。意図的か否かの判定は、構造専門家を交えた中央建築士審査会で行う。</p> <p>＜構造計算としての一貫性が保たれていないものが偽装であり厳罰とすることには同意できる。しかし、構造計算としての一貫性が保たれており、さらに荷重、断面算定結果など法令を満たしているものについては、計算過程においての技術的解釈の違いによって、結果として法令違反（強度不足）となる場合は別の扱いとすべきである。これに対しても厳罰を課す制度となれば、構造設計に従事する者はいなくなる。なお、中央建築士審査会の審議メンバーには、構造設計の専門家を最低1名含むべきである。＞</p>
---	--

<p>(2) 建築基準法、建築士法に基づく制度のあり方について</p>	
<p>1) 建築物の確認審査のうち集団規定に関する審査は特定行政庁に限定し、単体規定については、最低限の秩序を維持するための原則のみ法令で規定し、その細目に関しては建築主および建築士の責任とする。</p>	
<p>＜建築基準法の集団規定に関しては建築主事ではなく首長の責任において厳格に審査してはどうか。現状では、地域のまちづくりに関して無関係な指定機関により建築物の確認が行われるようになってしまっている。集団規定を民主的手続きにより選挙で選出された首長が行うことにより、地域の街づくりに対する責任の所在はより一層明確になる。</p> <p>単体規定は建築主および建築士の責任に帰することとして必要最小限の規定とすることで、審査の大幅な簡略化、期間短縮も可能になる。ただし、国民に安心感を与える代替措置も必要であり、構造関係規定のうち、構造計算に係る部分に関しては、一定割合の無作為抽出による再計算等が有効である。構造計算の再計算を確認機関以外の第三者的専門機関により行い、確認が正確になされているかどうか制度的に常時検証を行う必要がある。さらに、第三者機関による検証によって万が一違法行為が見つけれられた場合には厳罰に処し、設計者および確認機関の適正な業務執行を促すべきである。＞</p>	
<p>2) 法令で構造設計の全てを規定することは不可能であることを認識し、構造関係技術基準の意味付けを明確にする。</p>	
<p>＜法令をいかに詳細に規定したとしても、構造設計には設計者の創意・工夫や判断が必要であり、日進月歩が必要な技術の全てをカバーすることは不可能である。法規定を補完するものとして学会規準・指針や研究成果を取り入れることが容易な制度とすべきである。2007年の法改正においても、法規定を補完する技術的助言の制度が俎上に上がっていたが、その目標は達成されていない。</p>	
<p>社会一般に法令で定めたことのみを行なうことが構造設計であるかのような錯覚を与えることは、画一</p>	

的な構造設計を生み出すことを奨励し、場合によっては質の悪い建築を生み出す元凶となっている。例えば、RC造建物において耐震壁以外は全て構造スリットを設けることが蔓延し、ルート1のように壁量の多い建物でもそのような処置を取り、逆に耐震性能を低下させていることが改正法施行後は増えている。

>

3) 建築物を長期間使用できるものとするために、増築あるいは改修する場合の構造関係規定の遡及適用の範囲を改正する。

<建築基準法は新築建物を主体とした規定であるため、既存建物の活用について障害となることが多い。床面積がわずかに増加するような改修においても、現行法の遡及が必要となるため実質的に改修が不可能となっている。また既存部の床面積の1/2超の面積の増築においても同様である。この現状は建築物を長期間に亘って有効利用する障害となっている。構造に関しては全面的に遡及しなくとも、仕様規定を満たさずとも耐震改修・耐震診断などにより耐震性能が一定のレベルにあることを確認できれば、増築面積が1/2か否かを問わず、建築が可能となるようにすべきである。ただし、この場合、政令137条の2などの関係において、面積1/2以下増築の場合は、規模に係らず無条件に適合性判定不要となっているという矛盾もあるので、適合性判定の要否の範囲についても見直す必要がある。>

4) 耐震診断の業務に従事する者を新築建物と同様の資格者に限定する。

<1981年の建築基準法耐震基準改正以後、建築技術者が行う「構造耐震診断」が社会的に重要な業務となっている。建築士法に、建築士でなければ、「設計・監理」をしてはならない規定があるが、いままで「設計」の解釈は新築の設計および改修設計が該当する、とされ診断業務は資格限定の対象から除外されてきた。

その結果、無資格者が行う診断の内容の質が悪いものや、診断の信頼性に疑問のものが見受けられ、耐震診断・改修設計判定委員会の審査が滞留する大きな原因となっており、耐震化事業の大きな障害要因となっている。この際、構造耐震診断は、新築建物の設計実務と同等の建築士資格者（一定規模以上等の建築物の場合は構造設計一級建築士）に限定すべきである。

耐震改修は、まず耐震診断が行われ、次いでその診断結果に基づき耐震改修設計が実施される。業務発注も二段階方式が採られ、診断者と改修設計者が別なことが多い。耐震改修設計業務は耐震診断が適切に行われていることが前提であるが、診断の信頼性が損なわれている場合には、改修設計受託者が無報酬で診断をやり直す場合も多く問題となっている。>

5) 構造設計一級建築士の更新講習は、3年ごとの一級建築士の更新講習と重複して義務付けられている。その費用・労力対効果が薄いので、頻度・内容について見直す。

<構造設計一級建築士講習の受講により一級建築士講習を兼ねられるようにすべきであり、重複の必要はない。そもそも、構造の専門的な知識・技能は日々研鑽によって習得するものであり、1日の受身的な講習を義務付けることに意義はないと考える。専門的な研鑽は各種の団体で行っている継続教育等を利用する制度とすることがよい。>

6) 新開発の技術にタイムリーに対応でき、フレキシブルな対応が可能な制度とする。

＜平成 12 年以前は予め法律上規定されていない構造・構法についてもその安全性を確認することにより（法第 38 条に基づく認定）建設が可能であった。現行法においては、規定されていない構造・構法を用いる場合には、法第 68 条の 26（構造方法の認定）が適用される。ただし、これによると新しい構造・構法の性能評価は、評価するための業務方法書がないと審査ができないため、新しい技術を導入する事が非常に困難な状況になっている。きわめて特殊なものは、事前に業務方法書がなくとも審査を受け付け、業務方法書の策定と構造方法の認定プロセスを平行して行うことが可能な様に制度改正すべきであり、公明正大性を確保するための措置として、性能評価書を（特許の有無に係らず）公開する制度とすればよい＞

※：意見の理由については、意見の下に＜ ＞として記載して下さい。

※：複数枚にわたっても結構です。